

随意契約理由書

件名	浄水統括事務所管轄工業計器点検整備その 1
契約の相手方	西川計測株式会社 関西支社
根拠法令	地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号に該当
随意契約の理由 本業務は、工業計器類の性能を維持するとともに、故障等を未然に防止することを目的とする点検整備作業である。対象機器は、横河電機株式会社が製作を行ったものであり、横河電機株式会社は、神戸市内のメンテナンス業務については、代理店として上記業者にさせることとしている。本業務は製作者しか知りえない機器内部の専門的技術を要し、機器の詳細を熟知している上記業者以外では実施不可能である。 以上の理由から、本業務の実施が可能であるのは上記業者以外ないため、上記業者との随意契約を行うものである。	
担当部署 (問合せ先)	水道局浄水統括事務所設備課 (電話番号 341-8994)